

議案第13号

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例中第10条第3項の改正規定は公布の日から、附則第2項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、及びみなし支援員に係る経過措置期間を延長するた

め、本案を提出する。